

令和6年4月吉日

自民党所属国会議員各位

デジタル大臣 河野太郎

平素は、デジタル行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、今年の5月から7月をマイナンバーカード保険証の利用促進を集中的に行う期間とすることになりました。ぜひみなさまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

マイナンバーカードは、国民の8割が取得し、7割が保険証利用の登録をしています。また、民間の調査によれば保険証の利用登録した人の半数が、マイナンバーカードを保険証として利用したいという意見表示をしています。

しかしながら、マイナンバーカード保険証の利用率が低迷しています。その原因は、医療機関の受付での声掛けにあると考えられます。ぜひみなさまの支援者に、マイナンバーカード保険証の利用を働きかけていただくと同時に、マイナンバーカード保険証での受付ができない医療機関があれば、マイナンバー総合窓口（0120-95-0178）にご連絡くださいますよう、お声掛けをお願い申し上げます。厚労省から必要に応じて、事実確認をさせていただきます。

また、あわせてデジタル庁が各自治体に提供しているデジタルに関するサービスについても資料を同封いたします。御地元の自治体への働きかけをお願い申し上げます。

今後は、各都道府県連及び地方議員のみなさまにも順次、お願いをしてまいります。

我が国のデジタル化の推進に、引き続きお力をお貸しいただきますようお願い申し上げます。

2024年4月吉日

各位

デジタル大臣 河野太郎

## マイナンバーカード保険証の普及促進と行政のデジタル化へのご協力をお願い

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は我が国のデジタル化に関して、ご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、このたびマイナンバーカード保険証の普及促進と皆様の御地元の行政のデジタル化に関して、ご協力を賜りたく、筆を執った次第でございます。

皆様すでにご存じのとおり、今年の12月2日をもって現行の保険証が廃止されます。もちろん保険証が廃止されても国民皆保険には何ら影響はありません。今年送られてくる新しい保険証は、来年の利用期限まで利用することができますし、その後は、マイナンバーカードを持っていない方やマイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方は保険者から送られてくる「資格確認書」で受診することができます。

マイナンバーカードの保険証利用には大きなメリットがあります。

マイナンバーカードを使えば高額医療費の上限を超える窓口負担がなくなります。お薬手帳に記載されない入院中の薬剤や院内処方薬剤をふくめ、他の医療機関や診療科で処方された薬剤の情報が診察する医師に提供され、薬の重複投与や飲み合わせの悪い薬の処方を防げます。これまでの受診履歴や健診記録も正確に医師に伝えることができます。

自治体にとっても、保険証が廃止になれば、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない人にだけ資格確認書を送ればよいので、国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者全員に保険証を送る必要がなくなり、保険者の負担も削減されていきます。

マイナ保険証をさらに活用するための事業への支援も始まっています。

希望する自治体に対して、**マイナンバーカードを自治体の小児医療費助成の受給券や高齢者の医療助成の受給者証としても使うための自治体のシステム改修を支援**しています。マイナンバーカード一枚で病院を受診することができるようになり、利便性が格段に向上します。

やはり希望する自治体を対象に、この5月から、**救急車の中で救急隊員がマイナンバーカードを使って患者のこれまでの受診歴や薬剤情報を確認し、搬送先の確定や受け入れの準備に役立てる実証事業**を始めます。

今年の後半から、電子処方箋の導入も加速していきます。また、近い将来、病院の電子カルテと連携して、マイナポータルから電子カルテの情報を確認することが出来るようになります。

すでに国民の8割がマイナンバーカードを保持し、7割がマイナンバーカードと保険証を紐づけています。民間の調査によるとその半分以上の方々がマイナンバーカード保険証を使ってもよいと思っています。しかし、マイナンバーカードの利用率はなかなか上昇しません。

一部の例外を除き、保険診療を行う医療機関はマイナンバーカードによる受付が義務付けられているにもかかわらず、実際にはマイナンバーカードでの受付をしていない病院や、患者がマイナンバーカードで受付をしようとしているのに保険証の提示を求める医療機関があるようです。ぜひ、皆様の御地元の医療機関（病院・クリニック・歯科医院・薬局）に、マイナンバーカードでの受付を働きかけていただきたくお願い申し上げます。もし、マイナンバーカードでの受付をしていない医療機関があれば、0120-95-0178（マイナンバーカード総合窓口）に御連絡ください。必要に応じ、厚労省から医療機関に事実関係の確認などを行います。

マイナンバーカード保険証の利用を今から促進していただいて、いざ保険証が使えなくなった時に医療機関が慌てるということがないように、ぜひ皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療機関に対しても、昨年10月と比較したマイナンバーカード保険証の利用率の向上に応じて厚労省から支援金が支払われるようになっており、医療機関にとってもメリットがあるようになっていきます。

デジタル庁では、自治体向けにさまざまなデジタルサービスの提供も始めています。

たとえば「書かないワンストップ窓口」を実現する「自治体窓口DX SaaS」は、自治体の窓口で来庁者が簡単に手続きを行えるようにする仕組みです。「書かないワンストップ窓口」では、来庁者は申請書を記入せず、情報連携システムを活用して、職員が来庁者と一緒に必要事項を確認しながら手続きを完了させていきます。

例えば今年の1月30日に「窓口DX SaaS」を導入した茅ヶ崎市の場合、夫婦、祖父、子供三人の家族が転入手続きをする時のこれまでの記入回数とこれからの回数を比較すると

住民届	小児医療証／児童手当認定	後期高齢者医療保険
氏名 8回が1回に	氏名 5回が1回に	氏名 3回が1回に
続柄 6回が0回に	続柄 3回が0回に	続柄 2回が1回に
生年月日 6回が0回に	生年月日 5回が0回に	生年月日 2回が0回に

これまで40回記入が必要だったものが、署名3回を含む4回で済むようになりました。来庁者の利便性が向上するだけでなく、役所内のデータ連携が進み、自治体側の業務も効率化されます。

2024年度での「書かないワンストップ窓口」の導入を目指す自治体には、導入のためのアドバイザーをデジタル庁から派遣していますが、すでに100を超える自治体から派遣の申込をいただいています。ぜひ、皆様の地元の自治体での導入をご検討ください。

給付の申請受付から振込までの作業をデジタル完結するための「給付支援サービス」も

デジタル庁が提供しています。

自治体は、給付の対象者を抽出し登録します。住民は、二次元コードを記載した自治体の案内にスマホでアクセスし、マイナンバーカードで本人確認し、本人情報も自動入力されます。口座については、公金受取口座又は自治体がすでに把握している口座情報を活用することができます。自治体は紙で受け取ったものを転記、再確認する手間がなくなり、審査業務が効率化されます。

東日本大震災以降、防災に関するさまざまなアプリやシステムが開発されるようになりました。こうしたさまざまなアプリやシステムの情報を共有し、デジタル庁が行う実証実験に参加してもらうために、「**防災DX官民共創協議会**」を立ち上げました。他の自治体が開発したアプリやプログラムなど実証実験の成果を享受することができ、また、防災に関するデジタルの取り組みに関する情報を共有できます。ぜひ、自治体としてご参加ください。

自治体がクラウドソフトウェアを迅速に調達するために「**デジタルマーケットプレイス(DMP)**」を立ち上げます。これまで自治体が情報システムを調達するためには、そのたびに調達仕様に基づいて入札する必要がありました。DMPでは、デジタル庁が用意するカタログサイトに、あらかじめ基本契約を締結した事業者が自社のソフトウェアやサービスを登録し、そのカタログサイトから自治体が最適なソフトウェアやサービスを選んで契約する調達方法です。市場の透明性を高め、調達期間を短縮し、多様な事業者の参入を促進します。調達ができるDMPの正式版は10月にリリースする予定ですが、すでに調達の参考にできるテスト版のサイトをリリースしています。

<https://www.dmp.digital.go.jp/>

ぜひ、ご覧ください。

デジタル庁では、**自治体から派遣していただける職員を募集**しています。デジタル庁にとっては地方自治の現場の知見をデジタル政策に生かすことができます。自治体にとっては我が国のデジタル行政の最新動向を把握しつつ、専門性の高い人材を育成することができます。デジタル庁のミッションを遂行するとともにデジタル庁で得た知見を地元還元するバイタリティのある方を歓迎します。一年から三年の任期で、ご相談に応じます。また、テレワークも可能です。

以上の参考資料を送付いたします。ご質問があれば request@konotaro.jpまでお願いします。また、資料をデータの形で希望される場合も上記メールアドレスにご連絡ください。

皆様のご協力をいただきながら、デジタル技術を活用し、皆様の御地元の方々の生活をより便利に、より豊かにしてまいりたいと思います。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

保険証の廃止に関するQ&Aです。著作権フリーにしていますので、広報などにこのままお使いいただけます。必要ならばデジタルデータでもお送りできます。

---

## 保険証廃止の疑問にお答えします

**Q. 今年の12月に保険証が廃止されるとどうなるのですか。**

A. 保険証が廃止されても国民皆保険には何ら影響はありません。

今年送られてくる新しい保険証は、来年の利用期限まで利用することができます。

その後については、マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方は、マイナンバーカードで受診します。

マイナンバーカードを持っていない方、マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方には、保険証が使用できなくなる前に、申請しなくても、「資格確認書」が保険者から送られてくるので、それで受診してください。

**Q. なぜ保険証を廃止するのですか。**

A. マイナンバーカードの保険証利用には大きなメリットがあります。

マイナンバーカードを使えば高額医療費の上限を超える分の窓口での負担は無くなり、立替払いをする必要がなくなります。

もしあなたが旅行先で意識を失い救急車で運ばれるようなことがあっても、マイナンバーカードがあれば、搬送先の医療機関であなたのこれまでの受診歴などを確認し、必要な検査などの準備を始めることができますようになります。

自分が使った薬や過去の健康診断の結果を、不正確になりがちな口頭ではなく、データによって正確に伝えられます。

お薬手帳には記載されていない入院中の薬剤や院内処方の薬剤をふくめ、他の医療機関や

診療科で処方された薬剤の情報が診察する医師に提供され、薬の重複投与や飲み合わせの悪い薬の処方を防げます。

あなたのこれまでの受診履歴や健診記録データ、薬剤情報はマイナポータルでご自身でも確認することができます。

災害時の避難所などで、薬を持ち出し忘れたとしても、常備薬の確認をすることもできます。

またそれぞれの医療機関の電子カルテの情報と連携することが出来るようになると、マイナポータルからあなたの電子カルテの情報を確認することが出来るようになります。

さらに、マイナ保険証を基盤とする医療DXを進めていくことにより、今後、医療情報を匿名化したビッグデータとして扱い、より良い治療方法、治療薬の開発につながる事が期待されます。

マイナンバーカードは保険証としてだけでなく、医療機関のシステムを一部修正することで医療機関の診察券としても使うこともできます。

今後、自治体の小児医療費助成の受給者証や高齢者の医療費助成の受給者証などとしても使うことができるようになります。

また、保険証を廃止することで、被保険者全員に保険証を送る必要がなくなります。

マイナンバーカードを保険証に紐づけしていない人などだけ、資格確認書を送ればよくなるので、保険者の負担も削減されていきます。

**Q. 私の高齢の両親は認知症もあり、マイナンバーカードを受け取りに市役所に行くことができません。どうしたらよいですか。**

A. マイナンバーカードをお持ちでない方には資格確認書が発行されますので、それで受診することができます。

ただ、マイナンバーカードがあると、受診歴や薬剤情報を見ることができて便利です。

マイナンバーカードは代理人が受け取りに行くことができます。

その際は、本人と代理人の本人確認書類に加え、本人宛の交付通知書兼委任状、通知カード（紛失の場合はその旨を届出ください）、ご本人の出頭が困難であることを証する書類（診断書や障害者手帳、施設等に入所している事実を証する書類など）が必要です。

また暗証番号を設定せず、顔認証による保険証としての利用を想定したマイナンバーカードを発行することもできます。

このカードなら施設などで暗証番号を管理する必要がなくなります。

**Q. かかりつけの医療機関ではマイナンバーカードでの受付をしてくれません。どうしたら良いのですか。医療機関にマイナンバーカードと保険証の両方を持っていく必要がありますか。**

A. 一部の例外を除き、保険診療を行う医療機関はマイナンバーカードによる受付が義務付けられました。

マイナンバーカードで受付されれば、保険証は必要ありません。

マイナンバーカードでの受付をしていない医療機関があれば、マイナンバーカード総合窓口0120-95-0178に御連絡下さい。

必要に応じ、厚労省から医療機関等に事実関係の確認などを行います。

**Q. マイナンバーカードが読み取られなかったり、顔認証と暗証番号の両方がうまくいかなかったり、停電でカードリーダーが動いていないときはどうすればよいのですか。**

A. 万一、マイナ保険証の読み取りができないときは、お手持ちのスマホでマイナポータルにアクセスして、あなたの保険証番号を始め、必要な情報を医療機関に提示することができます。

マイナポータルに表示される保険資格の情報は、スマホにダウンロードすることもできます。

一度ダウンロードしておけば、マイナポータルにログインせずとも、それを医療機関に提示できます。

また、保険証の廃止に伴い、マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている皆様などに保険資格の情報を記載した書類をお送りする予定です。

スマホを利用されていない方は、それをメモしてお財布などに入れておいていただければ、マイナ保険証の読み取りができない万一の時に医療機関に提示することができます。

**Q. マイナンバーカードを保険証として利用すると医療機関としてもメリットがあるのですか。**

A. 医療機関は、患者から診療報酬の3割を窓口負担として受け取り、7割を保険者に請求します。

ところが医療機関から保険者に診療報酬を請求した後に、転職などで患者の保険資格が受診前と変わっていたことが判明し、保険者から請求を差し戻されることが年間に500万件以上ありました。

マイナンバーカードを保険証として利用することで、窓口で患者の最新の保険資格をオンラインで確認できるようになり、診療報酬の請求を正しく行うことができます。

また、オンラインで確認した氏名などの情報を自動で取り込むことができるため、患者の氏名などの転記ミスもなくなります。

また医療機関によっては、診察券をマイナンバーカードと一体化し、診察券の発行、再発行の手間とコストを削減することができます。